



新型コロナウイルス感染症対策本部

1

鹿児島県の方針①

**まん延防止等
重点措置
適用**

(8月20日から9月12日まで)

2

鹿児島県の方針②

措置区域 鹿児島市，霧島市，姶良市

感染が拡大し，他地域への
まん延を防止する必要がある
区域

3

本県の感染状況

県内の感染者数の推移(令和3年1月以降)

令和3年8月16日



本県の感染状況

感染拡大の警戒基準 モニタリング

ステージ
病床フェーズ

IV
IV
8月15日
現在

	8月9日	8月10日	8月11日	8月12日	8月13日	8月14日	8月15日	ステージⅢ の指標	ステージⅣ 指標
医療提供体制									
最大確保病床の使用率	50.8%	52.5%	57.4%	58.4%	58.1%	59.6%	64.6%	458床	90%以上
入院率※1 (適用なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
重症者用の 最大確保病床の使用率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	5.1%	2床	39床
療養者数 (人口10万人当たり)	33.2人	36.4人	40.5人	45.9人	52.4人	58.9人	64.6人	100,000人	100人以上
監視体制									
PCR陽性率 (直近1週間)	13.8%	13.8%	14.3%	15.0%	14.9%	14.1%	13.6%	6,510人	50%以上
新規陽性者数 (人口10万人当たり) (直近1週間)	29.22人	31.53人	35.52人	41.96人	46.39人	52.19人	54.44人	100,000人	100人以上
感染の状況									
感染経路不明な 者の割合 (直近1週間)	35.7%	36.6%	36.0%	36.0%	37.1%	37.3%	35.8%	312人	872人
参考									
直近1週間と 先週1週間の 新規陽性者数の比較	増加 2.94	増加 2.72	増加 2.76	増加 2.86	増加 2.48	増加 2.40	増加 2.07	872人	422人
参考									
新規陽性者数 (当該日のみ)	66人	82人	108人	154人	158人	164人	140人		

指標の
4項目が
ステージⅣ
に到達

医療提供体制が極めて厳しい状況

※1 入院率については、次のいずれも満たす場合に適用

① 人口10万人当たり療養者数が10人以上の場合

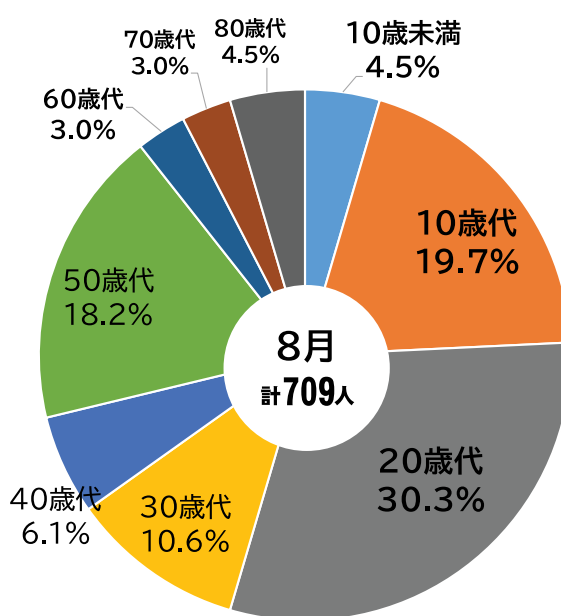
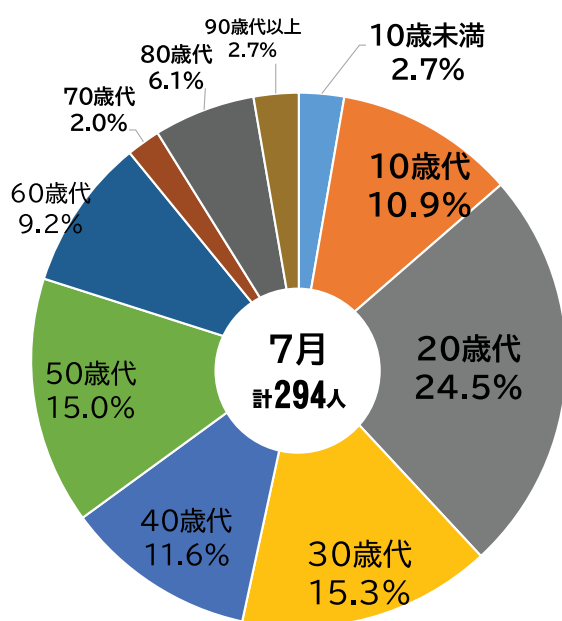
② 新規陽性者が、発生届が届け出られた翌日までに療養場所の種別が決定されず、かつ入院が必要者が同日までに入院していない場合

※2 人口は「人口推計（2019年10月1日現在）」（総務省統計局）を使用

※3 病床数、病床フェーズは、鹿児島県病床確保計画を使用

5

本県の感染状況



※ 8月は8/1～8/11

県民の皆様へ

(特措法第24条第9項等)

区 域

県内全域

期 間

令和3年8月20日(金)～令和3年9月12日(日)

内 容

外出等

- ① 日中も含め、不要不急の外出を自粛
- ② 外出する場合も極力外出機会を半減、少人数で、混雑する場所を避けて
- ③ 県外との不要不急の往来自粛

飲食等

- ① 20時以降、飲食店にみだりに出入りしない(措置区域以外の第三者認証店舗を除く)
- ② 感染対策が徹底していない飲食店や時短要請に応じない飲食店の利用を控える
- ③ 飲食の際は「少人数、短時間」、マスク会食など感染防止対策を徹底する
- ④ バーベキューなど屋外でも感染防止対策を徹底
- ⑤ 家庭内でもマスク着用など感染防止対策を徹底

7

まん延防止等重点措置の
適用を踏まえ、飲食店の
営業時間の短縮要請を
県内全域に拡大します。

飲食店の皆様へ（措置区域以外）（特措法第24条第9項）

営業時間の短縮をお願いします。 ※ デリバリー・テイクアウトを除く

- ・営業時間は5時から20時まで
- ・酒類の提供は11時から19時まで

期 間

令和3年8月20日（金）から9月12日（日）まで

対 象

食品衛生法の規定により、飲食店又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設

地 域

措置区域（鹿児島市、霧島市、姶良市）以外の全ての市町村

協力金

【中小企業】

売上高に応じて1店舗当たり「60万円～180万円」

（※ 1日当たりの協力金額（2.5～7.5万円）×要請期間（24日間））

【大企業】（中小企業においても、この方式を選択可）

1店舗当たり「上限480万円」

※ 1日当たりの協力金額（① 売上高減少額／日×0.4）×要請期間（24日間）
ただし、①の上限は「20万円／日」又は「前年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方

第三者認証店においては、営業時間短縮要請に応じる、あるいは通常営業を選択できます。

R2. 11. 1以降の時短要請協力金の受給実績のある飲食店（鹿屋市、出水市、薩摩川内市、奄美市、和泊町、知名町）に、協力金の一部を先渡給付します。また、既に時短要請に協力している市町を含め、申請方法については、別途お知らせします。

飲食店の皆様へ（措置区域）（特措法第31条の6第1項）

営業時間の短縮をお願いします。 ※ デリバリー・テイクアウトを除く

- ・営業時間は5時から20時まで
- ・酒類の提供は控えてください
- ・カラオケの利用も控えてください

期 間

令和3年8月20日（金）から9月12日（日）まで

対 象

食品衛生法の規定により、飲食店又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設

地 域

鹿児島市、霧島市、姶良市

協力金

【中小企業】

売上高に応じて1店舗当たり「72万円～240万円」

（※ 1日当たりの協力金額（3～10万円）×要請期間（24日間））

【大企業】（中小企業においても、この方式を選択可）

1店舗当たり「上限480万円」

※ 1日当たりの協力金額（① 売上高減少額／日×0.4）×要請期間（24日間）
ただし、①の上限は「20万円／日」

第三者認証店においても、営業時間の短縮をお願いします。また、酒類の提供・カラオケの利用は控えてください

R2. 11. 1以降の時短要請協力金の受給実績のある飲食店（鹿児島市、霧島市）に、協力金の一部を先渡給付します。※申請方法等については、別途お知らせします。

大規模集客施設への要請(措置区域)

営業時間の短縮と入場者の整理誘導等の徹底をお願いします。

・営業時間は5時から20時まで(イベント開催時及び映画館は21時まで)

期 間

令和3年8月20日(金)から9月12日(日)まで

対 象

特措法施行令第11条第1項各号に掲げる施設のうち、20時以降も開業する
1,000平方メートルを超える施設

例)営業時間の短縮:ショッピングモール、百貨店(特措法第24条第9項) 等

入場者の整理誘導等:家電量販店(特措法第31条の6第1項)、百貨店の地下の食品売り場(同法第24条第9項) 等

地 域

鹿児島市、霧島市、姶良市

協力金

【集客施設】

対象床面積1,000平方メートル毎に
20万円×時短率(※)×時短日数

【集客施設のテナント】

対象床面積100平方メートル毎に
2万円×時短率(※)×時短日数

(※)時短率:時短した時間/本来の営業時間

申請方法等については、別途お知らせします。

11

催物(イベント等)の取り扱い(特措法第24条第9項)

期 間

令和3年8月20日(金)から9月12日(日)まで

地 域

県内全域

【大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合】

収容率の上限	100%以内
人数の上限	5,000人

※いずれか小さい方

例)クラシック
音楽コンサート、
演劇等

【大声での歓声、声援等が想定される場合】

収容率の上限	50%以内
人数の上限	5,000人

※いずれか小さい方

例)ロックコンサート、
スポーツイベント等

【地域行事や全国的・広域的なお祭り、野外フェス等】

人と人との間隔(1m)を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に判断。

1,000人以上または全国的な移動を伴うイベントについては、開催前に県へ事前相談を行う。

12

事業者等の皆様へ(特措法第24条第9項)

期 間

令和3年8月20日(金)から9月12日(日)まで

地 域

県内全域

1 まん延防止のために事業者が行うべき措置

- ① 従業員に対し、検査を受けることを勧奨
- ② 手指の消毒設備を設置
- ③ 事業所を消毒する
- ④ 換気や座席間の距離の確保など、業種別ガイドラインに従った感染防止対策の徹底
- ⑤ 入場者の感染防止のための整理及び誘導 など

2 職場への出勤等

在宅勤務、時差出勤など、人との接触を低減する取組を行うとともに、テレワークが可能な事業所においては、テレワークを徹底するなどし、出勤者の7割削減を目指すこと。

13

その他

期 間

令和3年8月20日(金)から9月12日(日)まで

地 域

県内全域

【学校】

- ・ 授業、部活動等においては、換気の徹底、密の回避やマスクの着用等の基本的な感染防止対策を徹底
- ・ スポーツ大会の参加者は、休憩時や宿泊時においても、会話時のマスク着用や健康管理を徹底

【県主催のイベント】

- ・ 県や指定管理者主催のイベントは中止又は延期を検討

【県有施設】

- ・ 一部施設を除いて原則休館

14

県内での旅行について

「今こそ鹿児島島の旅(第2弾)」 事業停止期間を9月14日(火)まで延長

- 新規販売停止：8月6日(金)～9月14日(火)
- 割引停止：8月21日(土)～9月14日(火)
- 8月21日(土)～9月14日(火)の既存予約は、
8月18日(水)～8月31日(火)の期間中にキャン
セルをお願いします。(キャンセル料不要)

15

やむを得ず来県される方 離島へ出発される方へ

PCR検査と感染防止対策の徹底をお願いします。

- ①鹿児島空港及び鹿児島中央駅でのPCR検査を実施中
9/12まで延長
- ②羽田空港・伊丹空港でのPCR検査費用の割引を実施中
9/12まで延長
- ③羽田空港等から鹿児島へ向かう便の搭乗者に対し無料
のPCR検査・抗原定量検査を実施中(国事業) 8/31まで

16

若い世代の皆様へ

20代30代の感染が急速に広がっています。

若い方でも重症化するケースや、後遺症として様々な症状が見られることがあります。

バーベキューなど屋外でも感染する場合があります。
手洗いやマスク着用などの感染防止対策の徹底をお願いします。

希望される方は早めのワクチン接種をお願いします。

17

鹿児島県の方針③

**鹿児島県
緊急事態宣言
延長
(9月12日まで)**

自分のこと 家族のこと
友達のこと まわりの人を守る

今がまさに
正念場です。

県民一丸となった感染防止の
行動が求められています

県民の皆さまの
ご理解、ご協力を
お願いします。